

令和5年度第2回新居浜市地域包括支援センター運営協議会 議事録

- 1 開催日時 令和5年9月27日（水）14:00～15:30
- 2 開催場所 新居浜市消防防災合同庁舎5階 災害対策室
- 3 出席者
委員： 知元委員、白石（亘）委員、石橋委員、井手委員、岸委員、鴻池委員、坂上委員、佐々木委員、白石（亨）委員、續木委員、野口委員、原委員、宮内委員、山本委員（14名）
事務局： 福祉部長：古川
地域包括支援センター：所長・阿部、副所長・矢野、副所長・岡部、主任・野口、保健師・野中、保健師・大西、第1層コーディネーター・辰巳
- 4 会議内容
(1) 令和4年度事業実施状況と決算について
(2) 上半期の事業実績と次年度予算に向けた事業の見直しの方向性について
(3) その他
- 5 傍聴者 0人

6 議事録

事務局	<p>定刻となりましたので、ただいまから、第2回新居浜市地域包括支援センター運営協議会を開催いたします。委員の皆様には、お忙しい中ご出席いただき厚くお礼申し上げます。</p> <p>まず、本日の会議の出欠状況ですが、新居浜市、委員数14名に対し、出席委員14名で、新居浜市地域包括支援センター運営協議会設置要綱第6条第2項の会議の成立要件であります過半数以上の出席を満たしておりますことをご報告いたします。</p> <p>続きまして、新たに就任いただいた委員さんをご紹介します。新居浜市訪問介護事業所職員連絡会 佐々木 玲子委員です。</p> <p>それでは、本日の議事について説明いたします。「令和4年度事業実施状況と決算」、「上半期の事業実績と次年度予算に向けた事業の見直しの方向性」、「その他」について協議する予定でございます。</p> <p>それでは、さっそく議事に移ります。議事の進行は、新居浜市地域包括支援センター運営協議会設置要綱第6条第1項の規定により知元会長にお願いいたします。知元会長よろしくお願いいたします。</p>
会長	<p>本日の議題は、お手元の会次第のとおり、協議題（1）令和4年度実施状況と決算について（2）上半期の事業実績と次年度予算に向けた事業の見直しの方向性について（3）その他となっております。議事が円滑に進行できますよう、委員の皆様</p>

	<p>ご協力をお願いいたします。それでは、協議題（１）について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>《協議題（１）について説明》</p>
会長	<p>ただいま、事務局より令和４年度事業実施状況と決算について説明いただきましたが、委員の方からご意見ご質問はございませんか。</p>
委員	<p>決算の増減のところで、職員の人数による報告が多かった印象ですが、今、包括支援センターは職員何十人でやっていると思いますが、人員は足りているのですか足りていないのですか。そのあたりどんな状況なのでしょう。</p>
事務局	<p>今年度当初は、５～６名の退職者が出ましたので足りなかったのですが、職員の募集をかけまして、最終的に想定した人数が１０月採用で揃う事となりました。できなかった事業も１０月から実施していけると思われます。</p>
委員	<p>それは、よかったですね。</p>
会長	<p>他になにか。</p>
委員	<p>一般介護予防事業に参加させて頂いたところ、市民体操指導士の方が非常に活発に通年にかけて地域で頑張っておられるご報告をお聞きしました。ご本人はもちろん、奥様にも波及しています。はじめ、奥様は否定的だったのですが、ご主人がどんどん元気になるものですから、今や奥様が他の方を勧誘したりして、そこがだんだん充実しているというお話をご紹介されましたので、こういう活動をもっとアピールしても良いのではないかと思います。とても良い報告があったのでご紹介しておきたいと思えます</p>
会長	<p>続きまして、協議題（２）について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>《協議題（２）について説明》</p>
会長	<p>ただいま、事務局より上半期の事業実績と次年度予算に向けた事業の見直しの方向性について令和５年度事業の詳細について説明いただきましたが、委員の方からご意見ご質問はございませんか。</p>
委員	<p>財政の資料３のところで、認知症高齢者地域支え合い事業補助金約５０万円。それに対しての事業の取り組みは資料４に記載されていますが、内容とお金の額が不釣り合いな気がします。５０万円もかかって、これが成り立つのか、内訳はどのようにな</p>

	<p>っていますか。角野だったら「勉強会」した。泉川だったら「認知症かるたを作成した」事業内容自体は良いと思うのですが、この2校区の取り組みで50万円もかかるものなのですか。</p>
事務局	<p>ここには主な取り組みしか書いていないのですが、両校区とも熱心に取り組んでおります。例えば、夏祭りにおいて徘徊高齢者の模擬検索訓練などを行っていますので、ここに記載したもの以外の取り組みも十分行われていますので、金額に見合った活動が行われていると考えています。</p>
委員	<p>せっかく、取り組んでいるのであれば記載があった方が良いと思います。費用に対しての見合う活動かどうかかわかると思うので。</p>
事務局	<p>わかりました。もう少し詳しく書いていきたいと思います。</p>
委員	<p>認知症総合事業において事業の内容がどうこうという事ではないのですが、初期集中支援事業はもうかなり年数を重ねてきているのですが、人口12万人の中で認知症予備軍の高齢者方も結構いらっしゃると思うのですが、なかなか「相談件数が伸びないという背景」とか、あるいは、「専門医との連携に行きつくまでの認知症の人達へのPR」等、どのようになされているのですか。</p> <p>県内各地でも同じように「相談件数が伸びない・地域からも相談を希望する声が出て来ない」など非常に困っています。おそらく何かしらのアクションを起こさないと「相談を希望する声」が出てこない可能性があり、「医療機関との連携」特に専門医でない内科医や他疾患で受診されている方々の中におそらく認知症予備軍がたくさんいらっしゃると思うのです。以前には強化するという話しもあったので、具体的に「どのようにしたら伸びていくのだろうか」という見通しが必要ですね。</p> <p>次にサポーター養成は全国的にも数が伸びていますが、塊としての小中学生への働きかけで数は伸びるのですが、では、この方たちがどんなふうに関わりの中で活動するのか、フォローアップがされるのかが、行き詰っている地域がたくさんあります。サポーターを育成した後、街の中でのどのような活用の仕方を考えていますか、何かアイデアはありますか。</p>
事務局	<p>まず、認知症サポーターについてですが、新居浜市でサポーター養成講座を受けて頂いた方達に次に何に活躍して頂くのか色々考えているところです。チームオレンジとの関係もありまして、講座を受けただけでなく、その後をどうするかを検討しているところですが、なかなか具体的な案は出てきていない現状です。</p> <p>初期集中支援については、専門医の方々とコロナの時は全てリモートでしか繋がれていなかった、徐々に対面の場で話しができるようになり、様々な情報交換はできるようになったと思いますが、なかなか集中支援には繋がっていないという事もあります。相談支援係でも認知症関係の相談に繋げようとしているのですが受診拒否とか</p>

	<p>も多く、上手いこと繋がっていかないという実際があります。そんな中でも認知症疾患医療連携協議会でも議論していくと良いと感じていますが、なかなか結びついていないのが現状です。</p>
委員	<p>立ち上げた頃の方がまだ件数が伸びていたような気がします。「数はあるのだけでも窓口に繋がらない」というあたりに何らかの刺激ができないものかと思って相談したりする事があります。事業間の繋がりとか関係機関との協働での取り組みとかを開発できると良いと思ったので質問させていただきました。</p>
会長	<p>他にないですか。</p>
委員	<p>今日参考に配られた「シルバーくらしの手引き」38ページの『権利擁護』というタイトルになっていますが、中身は「日常生活自立支援事業」「成年後見」「消費トラブル」となっている。</p> <p>そもそも、「権利を擁護する」というのはお金の管理ではなく、「人権という権利を守る」という事であって、その中の延長線上にある「財産とかを守る」という事で、ここに書かれているような事業がある。「権利を守る」というのであれば、ここに書かれている全部が「権利を守る資料」になるはずです。</p> <p>特に福祉の関係者は「成年後見」の事を「権利擁護」と言ったり、「権利擁護」の事を「成年後見」と言ったりする人が多い。私は、権利擁護センターの中で「成年後見」事業をしているのですが、考え方としては「権利を守る」という事なので「成年後見」に特化するものではなく、子供から大人までお年寄りまで、障害があってもなくても、男でも女でも「権利を守る」ということが「権利擁護」という考え方です。なので、この冊子でここに「権利擁護」という文言に当てるのは間違いではないかと思えます。</p> <p>先月、法律の大学の教鞭をとっている人と話す機会がありまして、その先生からも「福祉の関係者はよく「権利擁護、権利擁護」と言うけれども「権利擁護」が「成年後見」になっちゃっているよね。本来、そういう意味ではないよね」と厳しい指摘を受けたことがあります。常々、僕もそうだと思っていましたので「僕の身近であつたら訂正する」と話していたので、この場でも言います。</p> <p>表現の仕方として訂正するとしたら権利擁護ではなくて、38ページは「金銭管理」、39ページは「消費者トラブル」とわかりやすいように書いておく方が良いかと思えます。「権利擁護」という言葉だけをいうと我々のような福祉の関係者ではない人達からすると「権利を守ってくれる」のでしょと言うてくる人もあるしここらあたりの表現は、訂正ができるのであればしておいた方がいいかなと思えます。</p>
事務局	<p>現在、全体的な見直しをしているところなのでご意見も考慮させていただきます。</p>
会長	<p>続きまして、協議題（3）について、事務局より説明をお願いします。</p>

<p>委 員</p>	<p>《協議題（3）について説明》</p> <p>（意見なし）</p>
<p>事務局</p>	<p>次回の運営協議会の日程についてですが、2月に予定しておりますが、委員の皆様 の任期が令和5年11月30日となっておりますことから、後日、新しい委員の皆様 が任命された後に、会議の日程調整行いたいと考えておりますことをご了承願いま す。</p> <p>予定いたしておりました議事は終了いたしました。全体をとおして何か意見等ご ざいませんか。特にないようですので、これをもちまして、本日の会議を終了いたし ます。</p>